

ファミリー・サポート・センター事業の拡充

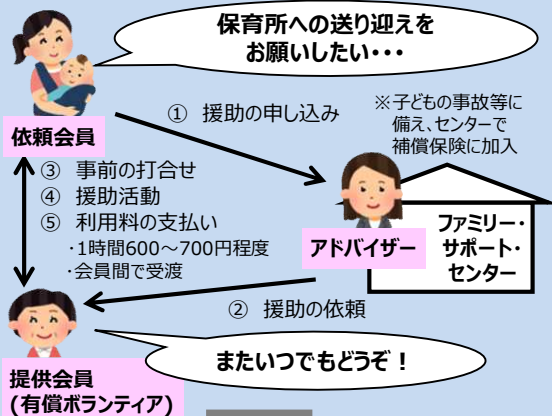
現状

全国的に人口減少が進行する中、出産・子育て期を迎えた女性が希望の働き方ができるための支援、とりわけ、働きながら子育てができる環境づくりを進めることは今後ますます重要

ファミリー・サポート・センターは

- ・仕事の都合で保育所への送迎ができないといった状況に柔軟に対応でき、保護者の就労等の預かりの理由を問わず対応が可能
- ・地域において支え合う子育て支援の制度であり、制度を通して地域の支え合いの輪が広がる

ファミリー・サポート・センターの仕組み



柔軟な預かりに対応できるファミリー・サポート・センターの普及は有効な子育て支援策であるが、

全国市町村の実施割合は51.9%

(1,724市町村中895市町村・H30年度時点)

高知県内の実施割合は35.3% (34市町村中12市町村・R3.3.31現在)

にとどまっている状況

小規模な自治体における課題

(1)補助額が十分でない

- ・本県市町村の会員数50人未満のセンターにおける事業費の平均：**2,707千円**
(人件費2,042千円+運営費665千円)
- ・子育て援助活動支援事業 基準額
基本事業基本分(20～49人)：1,000千円
ひとり親家庭等利用支援：400千円

※その他は小規模な自治体にとっては活用しづらい

センターを設置・運営するためには補助額が不足しており、市町村の財政負担が大きく、事業実施に踏み切れない

(2)預かり手増加のための取組加算を活用しづらい

- ・預かり手増加のための取組加算会員数の考え方：1年ごとに更新・整理した上で
の数
(例) ●●町(3人以上増加で加算)
令和2年度末23人が令和3年度7月末(講習会終了)時点で27人(+4人)
※この時点では、加算の対象となり得るが、年度末に向けた転居等による退会により加算の可否が変わる⇒市町村にとっては年度末まで分からない

会員の大幅な増加が見込めず、数人の減少が最終的な実績に与える影響が大きいため、ハードルが高く、活用が困難

(3)預かり場所の借り上げ経費が補助対象経費とならない

- ・現在、借り上げた施設等での預かりは可能となっているが、費用は補助対象外である。
※新型コロナウイルス感染症などの感染症流行時や家族の急な病気などにより、自宅での預かりが困難となった場合の活用できる施設等の借り上げ経費を対象としてほしい

新型コロナウイルス感染症拡大により、預かりキャンセルが発生

本県の取組 ファミリー・サポート・センター事業の充実

○高知県ファミリー・サポート・センター運営費補助金

ファミリー・サポート・センターを設置・運営する市町村を高知県独自の補助メニューにより支援

・補助率：①②③④⑤2/3、⑥10/10

・支援内容：①専任職員の配置(H29～)

【基準額：1,000千円】

②会員数20人以上49人以下のセンターへの加算(H31～) 【基準額：800千円】

③講習等に関する加算

④援助活動を活性化するための取組を実施するための加算

⑤自宅での預かりが困難な場合等に預かり場所を確保するための加算

⑥提供会員の活動支援(提供会員に年額5,000円の活動費を支給)

政策提言

子育て支援に有効なファミリー・サポート・センター事業を全国的に普及させるためには、小規模な自治体でもセンターを開設・運営できるよう、**補助基準額の引き上げが必要**。あわせて、**預かり手増加加算の交付対象の追加**、並びに、**預かり場所の借り上げ経費について加算**できるよう検討を。